粧連株式会社に対する債権の弁済受領完了について

平成17年1月14日株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、産業再生委員会の決定 を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受けました。これにより機構 が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1.対象事業者の氏名又は名称 粧連株式会社

2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成16年9月28日に株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年11月17日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後平成17年1月1日に、対象事業者は、事業再生計画に沿って、スポンサーである株式会社パルタックに営業譲渡を実施しました。今回の弁済は、株式会社パルタックから受領したものです。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 186 百万円の債権を、金融機関等から 106 百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄(77 百万円)を行った後、残った債権 109 百万円全額の弁済受領を今回完了したものです。

4 . 主務大臣の意見 意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階株式会社産業再生機構 企画調整室

電話番号 03-6212-6437